



令和7年4月23日

市政記者 様

定期的な支払が必要な税・公金について 口座振替による納付を原則化します

長崎市では、定期的な支払い（毎月など）が必要な税・公金について、原則として口座振替により納付いただくこととしました。

口座振替を強制するものではありませんが、ぜひ便利で納め忘れのない口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

1 概要 口座振替は最も確実、簡便かつ収納手数料が安価なことから、市民の利便性向上と事務の効率化を図るため、口座振替を積極的に推進するもの

2 期間 令和7年4月1日から

3 口座振替のメリット

便利 金融機関などへ納付に行く必要なし

確実 預貯金の口座から自動的に振り込まれるので、納め忘れなし

安心 一度手続きをすれば、その後の支払いも継続して引き落とし

4 対象の税・公金

税	固定資産税(土地・家屋・償却資産)及び都市計画税、軽自動車税 個人市・県民税（普通徴収）、国民健康保険税
保険料等	介護保険料、後期高齢者医療保険料、老人ホーム等入所者負担金※
すまい	水道料金・下水道使用料、し尿処理手数料 市営住宅家賃・駐車場使用料、市有財産貸付料（駐車場）、 東長崎土地区画整理事業清算金※
こども	保育料、学校給食費、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金※ 奨学資金返還金、市立高校授業料※、学校等駐車場使用料

(※)webでの口座振込申込は対象外

5 口座振替手続方法

- ① 金融機関や所管課窓口でのお申込み
- ② WEBでのお申込み(4の表中※の公金を除きます)

＼ WEBからが簡単！／



**口座振替の手続きを
WEB上でスムーズに
お申込みいただけます！**

かかる時間は
約 5 分

スマホから
らくらくお申込み

24時間受付
※金融機関によって
利用可能時間が異なります

